

令和4年11月30日

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

一般社団法人生命保険協会
新型コロナウイルス感染症にかかる協会対策本部

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和4年9月8日変更、以下「政府対処方針」という）や新型コロナウイルス感染症対策分科会の分析・提言等を踏まえ、生命保険業界のお客さまおよび職員等の感染防止に努めつつ業務を継続するための考え方・例示等を整理したものである。

会員各社では、本ガイドラインを参考に、各社の業務特性や事情等も踏まえ、創意工夫を図りながら、新型コロナウイルスの感染予防と業務継続に取り組むよう努めていただきたい。

生命保険協会としても、今後アンケートを通じて会員各社の創意工夫を共有することで、業界全体として取組みを進展させていきたい。

なお、感染力や毒性が変化した変異株の出現等により感染状況が変化するような場合においては、政府による分析や具体的な対応策の提示等を踏まえ、必要に応じて感染予防対策を深化させるなどの柔軟な対応が求められることに留意する。

2. 緊急事態宣言下における対応について

緊急事態宣言下においては、会員各社および生命保険協会は、政府対処方針や金融庁からの要請事項等も踏まえつつ、以下の対応を実施し、感染拡大防止に最大限努めるとともに必要業務を継続していく。

I. 会員各社の対応

- ・ 会員各社がそれぞれの業務特性や事情等を踏まえた対応を実施。その際、緊急事態宣言下であることを踏まえ、「3. 緊急事態宣言解除以降における対応について」に記載されている対応はもとより、感染拡大防止に最大限努める
- ・ テレワークやお客さまとのリモート面談等を最大限活用し、対面での業務を行う場合は十分な感染対策に努める
- ・ 生命保険協会からの要請事項やアンケート結果のフィードバック、金融庁からの要請事項等も踏まえ更なる取組みを実施

II. 生命保険協会の対応

- ・ 「新型コロナウイルス感染症にかかる協会対策本部」（以下、「協会対策本部」という）を設置

- ・ 協会対策本部にて、協会業務の休止・継続を適宜決定し、会員各社に連絡
- ・ 「新型インフルエンザ等対策要綱」に則り、協会対策本部から緊急事態宣言の区域において対面営業等のお客さまとの対面を要する業務の自粛を適宜会員各社に要請
- ・ 金融庁からの要請事項等の徹底を会員各社に依頼
- ・ 会員各社の対応について適宜アンケートを実施し、会員各社にフィードバック

3. 緊急事態宣言解除以降における対応について

会員各社は、今後も引き続きお客さまおよび職員等の健康・人命を守るべく、政府対処方針、内閣官房「基本的対処方針に基づく対応」における「感染防止策について」(抜粋)(別紙1)、「感染リスクが高まる『5つの場面』」(別紙2)、本ガイドラインに示す「会員各社における具体的な対策例」等も参考に、新型コロナウイルス感染症に関する産業医等の意見・助言等も踏まえつつ、各社の業務特性や事情に応じた対策を検討いただき、感染予防と業務継続に取り組むよう努めていただきたい。

生命保険協会としても、会員各社への取組状況のアンケートおよびその結果のフィードバック等を通じて、会員各社の対応を後押ししていくものとする。

I. 会員各社における具体的な対策例

(1) 新型コロナウイルス感染症対策の体制構築

① 意思決定の体制構築

- ✓ 経営陣による感染拡大時の業務継続方法や感染対策・感染予防策の実行等に係る基本方針、意思決定方法等の整備・構築。

② 情報収集や情報共有の体制構築

- ✓ 感染拡大の状況、政府等公的機関の発信情報、医療・感染症等の専門家の知識・助言等の収集、ならびに職員等および家族等の罹患状況の把握。
- ✓ 職員等に対する感染防止策、感染者発生時の行動や業務運営方針の周知。

(2) 職員等に対する感染防止の啓発等

- ✓ 新型コロナウイルス感染症対策分科会等の発信内容等を周知。
- ✓ 出勤時に、体調の思わしくない職員には各種休暇制度の取得、検査や受診を奨励。
- ✓ 公共交通機関や公共施設を利用する際、マスク（不織布マスクを推奨）の正しい着用（下記 URL 等を参照）、咳エチケットの励行、車内など密閉空間でのマスク着用・会話を控えめにするこ

となどを徹底。

- https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kanseнтаisaku_00001.html

(厚生労働省 HP「マスクの着用について」)

- ✓ 病気や障がい等でマスク着用が困難な方に対する十分な配慮。
- ✓ 新型コロナウイルス感染症から回復した職員やその関係者が、職場内で差別されることがないように、職員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮。
- ✓ 海外渡航歴を有する職員の対応については、日本入国時の検疫措置に沿って判断（下記 URL 等を参照）。

- https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

(厚生労働省 HP「水際対策」)

- ✓ 変異株の感染が拡大しているなど、状況によっては、大声を控え、マスクを着用している場合であっても会話を短く切り上げる等のより徹底した対応が望ましい旨を周知。

(3) 職員やその家族の健康確保

- ✓ 職員に対して、新型コロナウイルス感染症への予防意識を高め、出勤前に、体温や新型コロナウイルス感染症への感染を疑われる症状の有無の確認を励行するよう周知。
- ✓ 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合、適宜自己検査を実施し、都道府県の相談窓口へ連絡するよう、また重症化リスクのある職員等は医療機関に相談の上、医療機関を受診するよう周知。
- ✓ 高齢者や基礎疾患を有するなど重症化リスクのある職員および妊娠している職員等については、本人の申出等を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮を実施。

(4) 感染予防対策の実施

- 業務の内容等に応じて想定される感染経路について、お客さまおよび職員等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、リスクに応じた対策を検討。

① 具体的な予防策の例

- ✓ 手洗いまたは手指消毒（特にトイレ使用后）・マスクの正しい着用・咳エチケット、職場の効果的な換気（下記 URL 等を参照）など一般的な感染防止策の実施。

- https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf

(新型コロナウイルス感染症対策分科会「感染拡大防止のための効果的な換気について」)

- ✓ 寒冷期など乾燥する場面では湿度 40%以上を目安に加湿。
- ✓ 職員に対する感染防止策に関する注意喚起や職員の健康状態の確認。
- ✓ 時差出勤・ローテーション勤務・テレワーク等の積極的な推進。
- ✓ 会議・講演会・イベント等を主催する際には、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を検討。
- ✓ 職場等では他者と一定の距離を確保。対面で長時間会話する等の場合には、パーテーションを設置する等、飛沫感染を防ぐよう工夫。
- ✓ 店舗入場時の検温等、有症状者の入場を防止する措置を実施。
- ✓ お客さま宅への訪問等、お客さまと接する場合には、マスクの正しい着用等の感染防止策を実施。
- ✓ お客さまが来店される店舗では、お客さま同士が適度な間隔を保つことやお客さまにマスクの正しい着用のご協力をお願い。
- ✓ 休憩時間においては、人数制限・時間変更・動線の確保・対人距離確保等により、休憩室、更衣室、車輦内部等での密集を回避。密集が回避できない場合は、そのキャパシティに応じ、正しいマスクの着用、大声や長時間の会話を控え、換気を徹底。
- ✓ 飲食時においては、飲食中以外のマスク着用徹底、座席配置の工夫やアクリル板等のパーテーションの適切な設置、人数制限や利用時間の調整等を実施。
- ✓ 男女雇用機会均等法に基づく指針（令和2年5月7日改正「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」）に定める妊娠中の女性労働者への対応等、職員等の健康状態等に応じた、適切な措置・配慮。
- ✓ 普段から健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握。
- ✓ 体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底。
- ✓ 出勤後に少しでも体調が悪い職員が見出された場合や職員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その職員に対し、抗原定性検査キットを活用して検査を実施。
 - ・ 抗原定性検査キットの購入にあたっては、以下を実施。
 - 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をする
 - 国が承認した抗原定性検査キットを用いる
 - ・ 検査の具体的な手順、抗原定性検査キットの購入申込先リスト等については、下記 URL を参照。
 - <https://www.mhlw.go.jp/content/000819050.pdf>

(令和4年10月19日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第3版)について」)

- <https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>

(令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)

(5) 感染者発生時等の対応

- 社内において職員等が罹患した場合に次の対応を行う。
 - ✓ 保健所、医療機関等、関係機関との迅速な連携と当該機関からの指示に基づく適切な対応を行う。
 - ✓ 感染者の行動範囲や最終出勤日を速やかに調査するとともに、調査結果を踏まえ、必要に応じて感染者の勤務場所を消毒する。
 - ✓ 職場に復帰する際に、検査陰性の証明等の提出を求めない。

II. 生命保険協会における対応

- 会員各社の取組みを後押しする観点から以下の対応を行う。

① 情報収集

- ✓ 行政機関等が公表する新型コロナウイルス感染症に関する情報を収集し、適宜必要に応じて会員各社に連絡する。

② アンケート調査の実施

- ✓ 会員各社の対応について適宜アンケートを実施し、会員各社にフィードバックする。

以上の取組みを通じて、今後も引き続きお客さまおよび職員等の健康・人命を守るため、生命保険業界全体として新型コロナウイルスの感染予防をしながら業務継続に努めていくものとする。

なお、本ガイドラインの内容は、今後、新型コロナウイルス感染症の動向や専門家の知見、これを踏まえた政府対処方針の変更等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

以 上

制定	令和	2年	5月15日
改正	令和	2年	5月28日
改正	令和	2年12月22日	
改正	令和	3年	1月7日
改正	令和	3年	9月13日
改正	令和	3年11月	5日
改正	令和	4年11月30日	

内閣官房「基本的対処方針に基づく対応」から抜粋¹

感染防止策について

- 新型コロナウイルス感染症の感染経路は、せき、くしゃみ、会話等のときに排出される飛沫やエアロゾルの吸入、接触感染等と考えられていることから、基本的な感染対策が重要です。
- 加えて、政府及び地方公共団体が積極的・戦略的な検査と積極的疫学調査により、感染拡大の起点となっている場所や活動を特定して効果的な対策を講じること、さらに、感染状況に応じて、人流や人との接触機会を削減することが重要です。
- 基本的な感染対策とは、「三つの密」（① 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、② 密集場所（多くの人々が密集している）、③ 密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件をいう。以下同じ。）の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等をいいます。
- 「マスクの着用」については、
 - 屋内において、他者と身体的距離（2m以上を目安）がとれない場合
 - 屋内において、他者と距離がとれるが会話を行う場合
 - 屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合については、マスクの着用を推奨します。
- また、高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨します。
- マスクは不織布マスクを推奨します。
- 屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ありません。
- 屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ありません。特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨します。

¹ 令和4年11月30日時点。最新の内容は内閣官房のウェブサイト参照。<https://corona.go.jp/emergency/>

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼ラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



令和2年10月23日第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会資料3-4抜粋